

酒田市食と農業・農村ビジョン

平成21年5月

山形県酒田市

新酒田市型農業・農村ビジョン検討委員会

新酒田市型農業・農村ビジョン検討経過

○ 発足までの経過

- 平成20年 6月 検討委員の公募
- 7月 検討委員の推薦依頼
- 8月 検討委員長、立案部会長等就任依頼
(メンバーは別添)

○ 検討委員会

- 平成20年 9月19日 第1回検討委員会 現行ビジョン検討、骨子追加等
- 12月12日 第2回検討委員会 骨格案、概要表を検討
- 平成21年 2月23日 第3回検討委員会 施策の展開方向、全体構成
- 4月 7日 第4回検討委員会 施策の展開方向、全体構成

○ 立案部会

- 平成20年 9月 2日 第1回立案部会 現行ビジョン検討、骨子追加
- 10月16日 第2回立案部会 理念、将来像、キーワード
- 11月 6日 第3回立案部会 骨格案、施策の展開方向
- 平成21年 1月30日 第4回立案部会 施策の展開方向、全体構成

○ 意見交換等

- 平成20年 9月 2日 集落営農（北平田）の現状調査
- 9月19日 農業再生・地域産業振興特別委員会との意見交換
- 10月12日 認定農業者への聞き取り調査
- 11月 7日 中山間地区（八幡）の聞き取り調査
- 12月 4日 砂丘地区（袖浦）の聞き取り調査
- 平成21年 1月30日 農業委員への原案説明・意見交換
- 1月30日 市議会議員への原案説明・意見交換
- 1月31日 女性農業者との意見交換
- 2月16日 若手農業者と意見交換
- 2月23日 土地改良区（日向川）の聞き取り調査
- 4月23日 経済常任委員会協議会へ最終案を提示
- 4月27日 酒田農業振興協議会へ最終案を提示
- 5月12日 農業委員へ最終案を提示

○ 委員名簿

新酒田市型農業・農村ビジョン検討委員会

| 所 属 | 氏 名 | 備 考 |
|--------------------|--------|----------------|
| 東京大学名誉教授 | 今村 奈良臣 | 顧問(学識経験者) |
| 酒田市農業委員会会長 | 土門 修司 | 委員長(農業行政団体) |
| 富山大学教授(立案部会長) | 酒井 富夫 | 副委員長(学識経験者) |
| 酒田市食育推進委員会委員長 | 渡辺 暁雄 | 委員(学識経験者) |
| 庄内みどり農業協同組合代表理事組合長 | 阿部 茂昭 | 委員(生産者団体) |
| 酒田市袖浦農業協同組合代表理事組合長 | 星川 功 | 委員(生産者団体) |
| 酒田商工会議所女性会会長 | 守屋 順 | 委員(商工会代表) |
| 酒田市消費者団体連絡協議会長 | 今野 陽子 | 委員(消費者代表) |
| 東北公益文科大学学生 | 高橋 千沙子 | 委員(青年消費者代表) |
| 公募委員 | 佐藤 芳夫 | 委員(果樹販売) |
| 公募委員 | 加藤 淳 | 委員(きらきらネットワーク) |
| 公募委員 | 佐藤 玲子 | 委員(農協女性部支部長) |

新酒田市型農業・農村ビジョン立案部会

| 所 属 | 氏 名 | 備 考 |
|-------------------|--------|---------------|
| 富山大学教授 | 酒井 富夫 | 部会長(学識経験者) |
| 山形大学准教授 | 角田 毅 | 副部会長(学識経験者) |
| 酒田農業技術普及課長 | 大場 裕子 | 部会員(行政) |
| 酒田市認定農業者会議会長 | 森谷 恒伸 | 部会員(担い手代表) |
| 庄内みどり集落営農組織連絡会議会長 | 阿部 重彰 | 部会員(集落営農組織代表) |
| 酒田市農業青年連絡協議会長 | 伊藤 重郎 | 部会員(青年代表) |
| JAそでうら女性部長 | 佐藤 とみ | 部会員(女性代表) |
| 土里夢の会会長 | 池田 けい子 | 部会員(自主組織代表) |
| みどりの里山居館組合長 | 関口 友子 | 部会員(産直代表) |

ビジョン改訂にあたって

(1) ビジョン改訂の趣旨

『酒田市型21世紀農業・農村ビジョン』を策定してから、10年以上経過し、この間1市3町（酒田市、八幡町、松山町、平田町）の合併もありました。このため、このビジョンの基本的な考えを継承しながらも、新たな視点から今後の50年を想定して改訂するものです。

(2) ビジョンの理念

『鳥海山や最上川などの恵みを活かし、酒田の市民が支え育む食と農』

豊かな自然の恵みは酒田市民の共有財産です。

本市の農業が盛んであるのはこの恵みの賜です。私たちは「食の都庄内」といわれるほどの豊かな食生活を営んできました。今後とも、食と農を守り、子や孫に伝えていくためには、農業者だけに依存するのではなく、市民一人ひとりが食と農への関心と理解を深め、連携して支え育むことが必要とされています。

酒田の農業は、長年にわたる先人の知恵と力を凝縮した地域の誇りとしての基幹産業です。しかし、今日の経営環境の変化のもとで、さらなるイノベーション、つまり酒田市型新農業イノベーションが求められています。この場合のイノベーションは、人材、技術、経営、組織、地域にわたる総合的な革新を意味します。本ビジョンは、このイノベーションを市民の理解・参画を土台として行おうとするところに特徴があります。「市民が支え育む食と農」として位置づけてこそ、酒田の豊かな食の継承と農業・農村の発展を実現することができるのです。

(3) ビジョンが描く将来像

市民の理解・参画を土台とした酒田市型新農業イノベーションによって、次のような食と農業・農村を実現します。

『彩り豊かな食がにぎわう酒田の実現』

本市は全国でも有数の米産地であり、加えて多品目の野菜、果樹が栽培され、畜産業も営まれてきました。さまざまな四季折々の産物を旬にいただけることは、健康な食生活の基本であり、また私たちの自慢でもあります。

この豊かな食文化を目当てにする観光客も増加することが期待されます。

『安定した経営が持続する農業の実現』

環境への負荷を少なくした生産体系と、低コスト化と特色ある農産物のブランド化で安定した農業経営の実現をめざします。

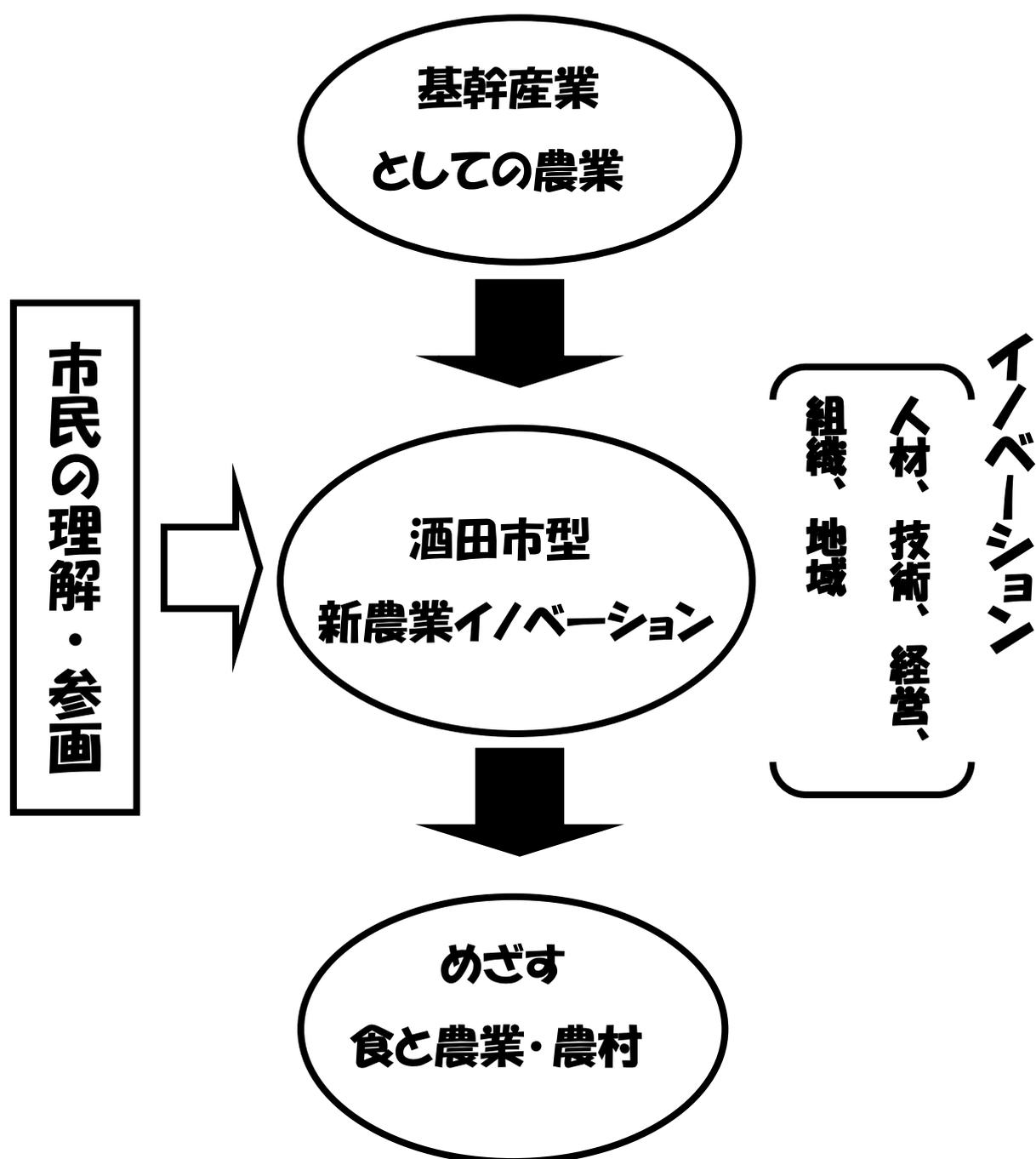
『地域の魅力あふれ交流する農村の実現』

良好なアメニティとコミュニティのあるだれでもが住んでみたい農村を実現します。援農やグリーン・ツーリズムによる交流や環境対策活動の協働により、市民や他市町村の人々の往来が頻繁にある農村をめざします。

(4) ビジョンの目標期間

本ビジョンは、人と地域社会、環境の持続可能な発展についての将来展望を描いたものです。50年先を見据えた長期ビジョンとしますが、酒田市総合計画終了年度（平成29年度）を中間目標とします。

酒田市農業・農村発展の道筋



これまでの50年、これからの50年

酒田市農業・農村の歴史と展望

将来の酒田市の農業・農村について考える前に、戦後の農業・農村の歩みを振り返ってみたいと思います。過去の歴史をふまえつつ、これからの50年を見通し、とるべき施策の展開方向を述べていきます。

1 これまでの50年

《昭和20年代から30年代》

戦後の食糧難を克服するために、政府は「強権発動」による米の集荷という厳しい手段をとりながら、国をあげての食糧増産政策を打ち出し、一方戦後の民主化の波は「農地改革」によって、農家の自作農への夢をかなえ、さらに農地法、農業協同組合法、土地改良法、農業災害補償法などの制定と展開は、戦後の農業生産力の発展と新しい農村の誕生へと進みました。昭和29年には、酒田市の広域合併が実現しています。

昭和30年代に入ると、米の収穫量は1,200万トンを確保し、政府は食糧の増産政策から重工業優先の財政投融资を行い、政策の転換を図りました。そのため、未曾有の経済成長となったものの、農業労働力の都市への流出が始まり、米価据え置き措置等により、農家経済の悪化を生み他産業との所得格差が目立ち始めました。

これらの背景の中で、昭和36年に農業と他産業の格差是正を目的に、農業生産性の向上、選択的拡大、構造改善政策の展開を唱えた「農業基本法」が成立しました。

《昭和40年代》

農村からの労働力の流出は、農家の兼業化の激化、農業就業人口の激減と高齢化とつながり、農村の機能や活力の低下を招きました。しかし、「酒田方式」と言われた構造改善事業などの活用で稲作の機械化は予想以上に進み機械化一貫作業体系ができあがりつつあり、共同化、作業請負へと集団生産組織が発展していきました。

米の過剰が表面化し、昭和45年から米の生産調整が実施されました。これを契機に、食糧管理法や農地法の大幅な見直しがされました。

《昭和50年代》

昭和40年代後半からのオイルショックにより、歴史的な高度成長に終止符が打たれ、軌道修正を強いられた昭和50年代は、農業を取り巻く環境条件も一段と厳しさを増してきました。

この環境変化は、高度成長期の所得水準の向上を背景に、食糧消費の構造は大きく変貌し、米等の主食が減少する一方、畜産物等の副食物、果実等の嗜好食

品が増加し、着実に豊かさを加え量・質ともに飽和水準に達しました。

他方、旧ソ連の農業不振、アメリカの異常気象等による穀物生産の変動の激化等により、アメリカに飼料穀物を依存する畜産は経営の基盤を脅かされ不安定な経営状況がかなり続きました。

《昭和 60 年代から平成へ、平成 9 年まで》

昭和の後半は、転作の強化、米価の据え置き・引き下げの時代で、昭和 62 年には、31 年ぶりに米価が引き下げられました。昭和 63 年には牛肉、オレンジの輸入自由化が妥結される等、農業は国際化の波に大きくさらされるようになりました。

平成 3 年 10 月は庄内住民最大の夢であった庄内空港が開港し、高速交通時代の幕を開けました。農産物の空輸にも利用されています。

農産物自由化を受けて、平成 4 年には新農政が発表されています。

平成 5 年は、全国作況指数 74 という史上空前の冷害による大凶作となり、そのため外国米の緊急輸入が決定されました。

平成 6 年にはガットのウルグアイ・ラウンドの農業合意が採択され、WTO（世界貿易機関）体制の確立のもとに、農業の国際化は決定的に進むことになりました。そうした状況に対処するため、平成 7 年からは輸入自由化に対して日本農業の体質強化のためのウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策が実施されています。

平成 7 年の食糧管理法が廃止され、食糧法が施行されたことにより米の流通に市場原理が導入されました。豊作による米の過剰と消費の減少により、米価の低迷を招いています。

《平成 10 年代》

平成 11 年、「食料・農業・農村基本法」が制定され、平成 12 年に同基本計画が策定されました。食料自給率目標が設定され、効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立をめざすことになりました。また、中山間地域等直接支払制度が導入されました。

平成 13 年、BSE 感染牛が発生、WTO のドーハ・ラウンドがスタートしました。

平成 14 年、「食」と「農」の再生プランが制定され、消費者に軸足をおいた農政展望を行うことになりました。構造改革特別区域法による農業生産法人以外の法人でもリース方式での農業参入が可能となりました。

平成 17 年、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、環境・資源を重視した施策の推進を行うことになりました。

平成 19 年から、経営所得安定対策、農地・水・環境保全向上対策が実施されています。

2 農業を取り巻く環境

《世界的な情勢》

途上国を中心に世界人口増加は続いており、特にBRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国）の急速な経済成長と合わせて、食料の需要が量的・質的に大きく変化しています。

原油価格が高騰し、環境問題が高まる中で、とうもろこしなどからバイオ燃料をつくる需要が増大し、このため、原料となる穀物は食料用需要との奪い合いになっています。

地球温暖化により異常気象が頻発し、食料供給に影響が出ています。今後、さらに温暖化が進めば砂漠化や栽培適地の変化などが心配されています。

WTO（世界貿易機関）での農業交渉など農業のグローバル化は今後とも進展するとみられ、世界最大の食料純輸入国となっている我が国は、環境対策を含め、食料の確保のための国民的な取組みが必要となっています。

《日本農業の情勢》

国内の食料供給力は農地面積が引き続き減少する一方で、耕作放棄地は東京都の面積の1.8倍まで増加しています。土地利用型農業を中心に後継者の確保が進まず、農業者の高齢化が急激に進行しています。

資源・エネルギー価格の高騰により、燃料、農薬、肥料、輸入飼料などの価格が大幅に上昇しており、農業経営を圧迫しています。

地球温暖化の進行は我が国農業にも影響を及ぼしつつあり、作物の生産適地が移動したり、農作物の品質や収穫量に影響が出ている事例もみられるようになってきました。

農村地域は他の地域に比べ高齢化が20年早く進行しており、集落機能が低下し、農地や農業水利施設の維持管理だけでなく生活インフラの維持にも支障が生じてきています。

米販売に市場原理が導入され、米の需要減少と合わせて、米価の低下を招き、大規模稲作農家ほど深刻な影響を受けています。

《酒田市農業の情勢》

本市は、肥沃で広大な水田や、夏の気温が高く日照時間が長い気候、豊かな水、先人から受け継いできた高い技術等の諸条件に恵まれ、日本でも有数の米作地帯となっています。

農家戸数、基幹的農業従事者数は年々減少傾向にあるものの、逆に1戸当たりの経営規模の拡大が進んでおり、基幹作物である水稻は、高品質米産地として生産性・生産量ともに全国の最高水準にあります。

また畑作では、砂丘地を中心にメロン、いちご、果樹、花き等の複合経営や園

芸専門経営が展開されています。平野部でもねぎや花きの産地形成がなされているとともに、鳥海南麓では、花木の作付けも増加しています。果樹は、庄内柿、和なしの作付けが多く、また近年は砂丘地のみならず平野部においても、おうとうの栽培にも取り組んでいます。

畜産は、豚、肉牛、乳用牛とも農家戸数は年々減少しているものの、規模拡大とコスト低減を図りながら積極的に大規模経営に向かう中核的組織もみられ、生き残りをかけ努力を続けています。また、畜産団地の堆肥センターで生産される堆肥は、砂丘畑等の土作りのため重要な役割を果たしています。

本市では、平成18年に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を見直し、他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（専門的農業従事者1人当りおおむね400万円）、労働時間（専門的農業従事者1人当りおおむね2千時間）の水準を実現できる農業経営体（認定農業者）の育成、支援に努めています。

市内に13のカントリーエレベーター等があり、それぞれが利用組合で運営されています。米の乾燥調製・貯蔵だけでなく、生産段階の共同作業や米のPR活動も行っています。

また、市内の産直店での販売や、都会での産直販売活動、東京都北区・武蔵野市など都市住民との農業体験交流事業等も活発に行われており、本市の農産物、農産加工品のPRに努めています。

一方、農村では農家と非農家の混住化の進行により、草刈り・水路の清掃等の環境維持機能の低下がみられます。また、民俗芸能等の地域の歴史・文化・教育面での後継者不足などが問題となっています。コミュニティ活動のさらなる活性化が期待されています。

3 酒田市の農業・農村の当面する課題

農業従事者の高齢化が進む中、新規就農者の確保が大きな課題となっています。今後の農業・農村の展望を明らかにし、職業として魅力ある農業、希望のある明るい農村の形成を推進するため、関係団体が連携をとりながら、種々の土地利用対策・構造政策を展開していく必要があります。

また、地域農業の担い手となるべき人材の確保、育成が緊急な課題となっていますので、研修会、講習会等の開催により、農業の持つ魅力についてさらにPRしていく必要があります。

特に、過疎化が進行する中山間地域には、平坦地とは異なった取り組みが必要とされています。

稲作については、米価の低迷と、生産調整の大幅な増加により、水稻単作経営では複合経営への取り組みが大きな改革課題となっています。また、平成19年

度から水田経営所得安定対策、農地・水・環境保全向上対策により、集落営農組織が84組織設立（平成21年3月現在）されていますが、法人化への取組み等が課題です。

畑作では、消費者の需要の変化に対応した、新作目、新作型の導入が課題となっています。担い手を中心に施設園芸等の高収益化や生産の合理化等を図りながら、産地形成を進める必要があります。

畜産については、環境に優しい持続可能な農業展開のため、さらに耕種農業との連携強化が望まれています。

市内各地域で営まれている農業の特色を踏まえ、高い技術に裏打ちされた産業として自立し得る魅力と活力のある農業の確立を今後とも進めていく必要があります。

また、農家所得の向上を図るとともに農村を活性化するためには、第6次産業化（総合産業化）の拡充は欠かすことができません。農産物の加工による高付加価値化や販路拡大、グリーン・ツーリズム（農山漁村における滞在体験型観光）についても拡充を図る必要があります。

平成19年に酒田市が作成した食育推進計画による、食料自給率向上や農業体験の場の提供等に積極的に取り組むことが課題となっています。

魅力ある農業のために、農業者自身が研究し、企画していくことも大切であり、農業共同組合の指導力に期待するところも大きくなっています。農業者、農業協同組合、農業団体、行政一体となった取組みが今後ともより一層重要となっています。

農村では、草刈り・水路清掃等の環境維持機能の低下がみられます。地区の中核的農業者に負担のかかり過ぎないような農村集落機能の再構築が課題となっています。

また、農業生活排水事業の推進や、防災対策の充実等、利便性・安全性・快適性に富む農村環境づくりも重要な課題となっています。

4 これからの50年

ー酒田市食と農業・農村ビジョンー

これまで50年の農業は、生産性・効率性が優先され、地域・集落活力が低下し、『C-6 農業・農村』（キーワード参照）の左側のバランスが崩れていることから、これからの50年は、それらを正常な六角形に戻していく必要があります。

市場原理に基づき『競』をベースにした産業として足腰の強い農業の確立を追求しながらも、地域の『協』に基づく安らぎと輝きのある農村・生活空間を積極的に創造していく必要があります。また、それを推進していく地域全体の体制づくりも必要です。

本市は庄内平野、庄内砂丘、日本海、鳥海山、最上川、飛島などの美しい自然景観に恵まれており、また、そこからもたらされる多くの食材にも恵まれています。

自然の恵みを活かし、市民の支援を得たイノベーションを進めることで、21世紀のモデルとなるような、酒田市ならではのシステムの実現が望まれています。

具体的には、

『彩り豊かな食がにぎわう酒田の実現』

『安定した経営が持続する農業の実現』

『地域の魅力あふれ交流する農村の実現』

をめざします。

キーワード

「酒田市型新農業イノベーション」

ここでいうイノベーションとは、酒田農業を新たな段階に発展させる総合的な改革で、技術、人材、経営、組織、地域にわたる革新を意味します。その際、市民の理解・参画を土台に進めようとするのが、酒田市型新農業イノベーションの特徴です。これによって、酒田の食と農業・農村は、農業者のみならず市民全体にとって貴重な財産となります。

「食育」

生きる上での基本であって、「知育」「徳育」「体育」の基礎となるものです。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

「第6次産業化」

第1次産業（農業）×第2次産業（食品加工、農産物加工）×第3次産業（販売、情報、サービス、交流、観光、文化）＝第6次産業（総合産業）

農業の付加価値を高めるため、農産物の生産だけでなく、食品加工・農産物加工や販売・流通、観光・情報等の分野にも取り組み、農業を総合産業化していく必要があります。

「消費者のこころを耕す生産者」

農業者は消費者の視点に立って作物選択や栽培を行う必要がありますが、さらに積極的に消費者に働きかけ、消費者の関心を農業へ向かわせ、農業のサポーターを増やすことをめざすものです。

「C-6」

《環境としての農村》

カルチャー（C u l t u r e）文化

クライメイト（C l i m a t e）気候・風土

コミュニティ（C o m m u n i t y）地域・集落

《産業としての農業》

コスト（C o s t）生産費（農業所得、収益）

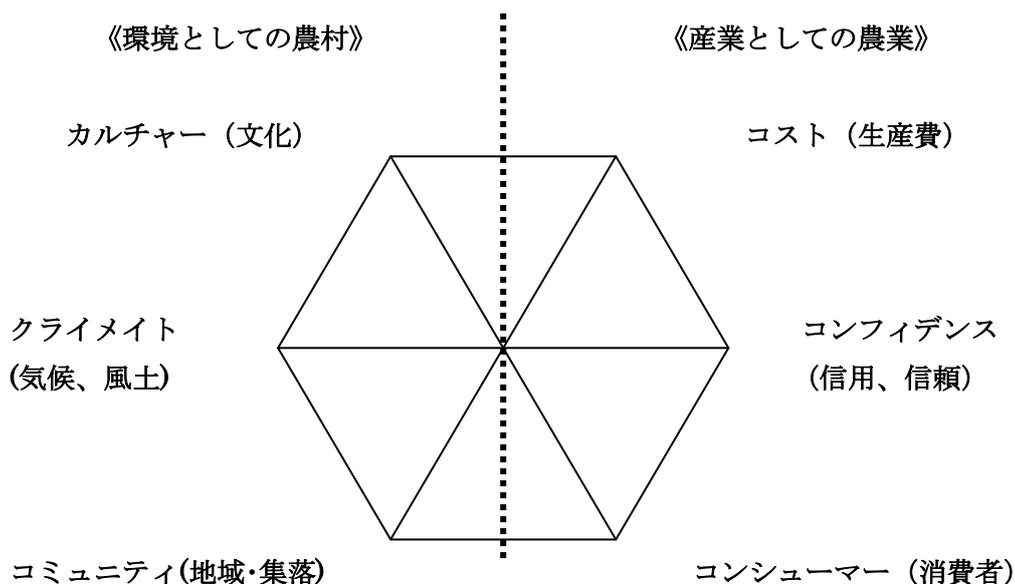
コンフィデンス（C o n f i d e n c e）信用、信頼

コンシューマー（C o n s u m e r）消費者

農業・農村の発展のためにはこの6つのバランスを取ることを意識して進め

る必要があります。

『C-6 農業・農村』のイメージ図



「ネットワーク」

農業者の減少や特に若手の減少により、従来の集落内活動だけでは、同世代のコミュニケーションや相談活動が不足するようになってきました。また、消費者との連携など新たな交流も必要です。

そこで、インターネットや携帯電話の利用を促し、従来にない発想でネットワークをつくらうとするものです。

「多様な人材」

これからは「家」単位ではなく集落単位で人材を育成、活用していくことが求められています。定年退職者や高齢者等の人材活用、消費者交流による援農など多様な人材を受け入れる体制整備が必要です。

「競と協」

市場原理に基づき『競』をベースにした産業として足腰の強い農業の確立を追求しながらも、地域の『協』に基づく安らぎと輝きのある農村・生活空間を積極的に創造していく必要があります。

施策の展開方向

基本的な視点：『市民が支え育む食・環境・農村・交流』

本ビジョンの基本的な視点は、酒田の食・環境・農村・交流は、酒田の共有財産であるという点にあります。この財産は、市民みんなで知恵と力を出し合い、一人ひとりが努力して次世代に継承していく必要があります。

ここでの市民とは、消費者、生産者、関係団体、企業等、酒田に生活し活動するすべての主体をいいます。そのような市民の理解にもとづく新たなコミュニティのなかでこそ、農林業を位置づけし直し活性化を図ることが可能になります。この視点は、農産物の販売、地域資源の管理にとどまらず、食・環境・農村・交流のより広い領域に及んでいます。

酒田農業は、酒田方式による構造改善事業などこれまで独自の取り組みにより、産業としての農業を確立してきました。しかし、今日の経営環境の変化のもとで、さらなるイノベーション、つまり酒田市型新農業イノベーションが求められています。この場合のイノベーションは、人材、技術、経営、組織、地域にわたる総合的な革新を意味します。酒田の農業は、長年にわたる先人の知恵と力を凝縮した地域の誇りとしての基幹産業です。これからは市民の理解・参画を促し、「市民が支え育む食・環境・農村・交流」として位置づけ、この農業をさらに守り発展させていく必要があります。

I 酒田の食料自給率向上と食育の推進

1 食料自給率向上

食料は、私たちの生命維持に不可欠だけでなく、「医食同源」と言われるように、健康で充実した日常生活を送るためにもとても大切なものです。

しかし、我が国の食料自給率はカロリーベースで40%となっており、世界でも極めて低い水準です。

本市では、カロリーベースでは157%（平成18年度統計等からの酒田市推計）となっています。本市は、我が国有数の穀倉地帯・農業地帯であり、国の食料自給率向上を図るためにも重要な役割を担っています。

(1) 国内食料自給率向上への貢献

本市の恵まれた農地、気候を活かし、国内食料自給率向上へ貢献する必要があります。

本市の米は、我が国有数の稲作単収と約5万トンの生産量を誇っています。

この生産量は、市町村単位で見れば全国第14位（平成17年49,100トン）のボリュームがあり、自然条件と技術力を活かし、国内食料増産に寄与しています。

主食用米は生産制限がありますが、水田フル活用により、飼料用米の多収や米粉の利用による他用途利用の拡大、大豆生産の単収と品質を向上させる必要があります。

(2) 市内の地域食料自給率向上

市民が消費する食料の内、米を除く食料自給率は、公設庄内青果物地方卸売市場での取扱い量や、産直所等での販売量から、約35%と推定されます。

この、地域食料自給率を向上させるため、米以外の農産物の生産拡大を図り、安全で安心な地場産品を市民に提供することをめざす必要があります。

市民の需要に応えるため、野菜などの主要品目についてはできるだけ長期間にわたり提供できるよう、作付け時期や品種選定を工夫し、貯蔵庫を整備する必要があります。また、多様な需要に応えるため、少量でも多品目の栽培をめざし、学校給食や施設での利用、契約栽培に応えるために、計画栽培ができるような組織をつくることが重要です。

さらに、加工用や業務用、カット野菜需要などに提供できるような、規格外の農産物の利用を検討する必要があります。

(3) 市民へのアプローチ

旬の農産物は、おいしいだけでなく、栄養価も高く、比較的安価です。特に、地場産の農産物は、より新鮮で風味豊かです。

酒田の農産物を食べる運動を広げる必要があります。生産者は、酒田の農産物のタイムリーな情報発信を産直施設等から積極的に行い、市民は、献立優先で材料を調達するのではなく、酒田の旬の食材を利用した献立を工夫することが望まれています。

このことは、市民の健康づくりに寄与するだけでなく、地域食料自給率を向上させ、地域循環型経済にも貢献します。

2 食育・食文化・地産地消

(1) 食育の推進

平成19年に酒田市食育推進計画が策定されて、「市民一人ひとりが、酒田の食の恵みを大切に健やかな心と体づくりを目指します」を基本理念に、食育活動が展開されています。

食事は、単にカロリーを摂取する行為ではなく、コミュニケーションであり、

文化であり、楽しみであり、健康生活の基本です。家族がいっしょに団らんして楽しく会話をしながら食べられることが重要です。

(2) 食文化の伝承

核家族の増加や食の多様化などにより、伝統行事食や郷土料理を知らない人が増えています。これらは、先人が地域の食材をおいしく楽しく利用するための知恵の宝庫であり、私たちの自慢でもありますので、守り伝承していく必要があります。

「いただきます」「ごちそうさまでした」を通して子どもたちに「いのちと食」について教えていくことが大切です。

(3) 地産地消の推進、旬を楽しむ

地域で採れる季節毎の安全・安心で新鮮な農産物を食べることが、健康を増進し、地産地消を推進することになります。

また、季節ごとのオール酒田の弁当、お惣菜等を提供できるシステムづくりの検討が必要です。

3 消費者のこころを耕す生産者

農業者は消費者の視点に立った生産活動をするだけでなく、積極的に消費者に働きかけ、消費者の関心を農業へ向かわせ、地域農業を大切に想うサポーターの増加をめざす必要があります。

(1) 信頼を築く

偽装問題などで、食品の安全・安心が揺らいでいる現在、消費者にとって一番の安全・安心は、生産者の顔が見えることです。

本市は、生産者も消費者も近住しているという利点を活かし、食育活動や産直活動、農作業体験を通して、市民として一体感のある信頼を築くことが大切です。

(2) 農業で癒す

リハビリテーションとして農作業などをセラピーの手段として利用する園芸療法が注目されています。すでに、「園芸療法士」という資格制度もあります。

ストレス解消や心身を健康にする方法として、積極的に農業を活用することができます。

(3) 支え合う

農村には、繁忙期にお互いに農作業を助け合う「結い」と呼ばれる風習がありました。また、市街地に住む人たちが田植えや稲刈りを手伝うことも当たり前になりました。

このような、相互に支え合う関係を復活させ、消費者にも草刈りや農作業などの援農をお願いすることができる関係を築くことが求められています。そのため、情報の共有化と相互支援のための地域的な仕組みが必要です。

これにより、農業者にとっては農作業の軽減と消費者情報の収集につながることを期待できます。また、消費者にとっては信頼できる新鮮な作物を入手できる機会が増え、ストレス解消、第2のふるさとづくりになることも期待されます。

Ⅱ 個性が輝く酒田農業の創造

本章は、次章「Ⅲ第6次産業の拡充」とともに、今後必要なイノベーションの内容です。この場合のイノベーションは、人材、技術、経営、組織、地域にわたる総合的な革新を意味します。これによって、新たな酒田市型農業イノベーションを追求していきます。

1 地域農業を支える組織づくり・経営づくり・人づくり

(1) みんなでつくる地域農業・農村組織

多様な担い手の共存を図り、魅力と誇りあるむらをつくるためには、自ら地域農業・農村改革を決意し実行していくための地域農業・農村組織が必要です。改革には、むらの農地・環境はむらで守るという自覚的意識が不可欠です。農村の高齢化のなかで若い世代の意見を反映させ、また、混住化のなかで非農家の意見を吸収しつつ、将来に向けた地域農業の方向付けが求められます。農業振興協議会などの地域農業・農村組織の機能を充実させ、改革の道筋を共有し具体化していきます。

(2) めざすべき経営像：「愛郷営農」

本市の農業の担い手は、認定農業者等による個別営農と、集落営農組織（ファーム）による組織的な営農があります。いずれも地域の農地を面的に集積し、機械・施設を共同化することなどにより効率化し、法人化も見据えて農業経営を維持・強化することが重要です。また、水稻（+大豆）単作から複合化・多角化を進め所得水準を高めていく必要があります。

また、集落営農組織は、経営としての発展と地域社会の安定のバランスをどのように図るかが共通した課題になっています。将来の地域の担い手構造を見据え、チャレンジ精神にあふれた経営者が育つ構造改革が必要であり、集落営

農組織はその器になりえます。そこで育つ経営は、地域を愛し、地域の活力を高めていくことを経営方針にもつ「愛郷営農（あいきょうえいのう）」であることが求められます。

(3)人づくりと多様な人材活用

本市農業を担う人材の育成・確保は重要な課題です。

「家」単位だけではなく集落単位で人材を育成していくため、従来の世襲的農業から、職業として農業を選択できる仕組み（グループ・ファーム、法人化など）を検討されています。

後継者不足による農地の不耕作地化が見られることから、若者が就農し意欲的に営農を継続できるような人材育成体制の整備が必要です。若者の育成は、地域のリーダーの育成という観点からも重要です。

また、定年退職者や高齢者等の地域の人材活用や、農業版シルバー人材センターのような、人材登録、活用システムの検討が考えられます。さらに、広く地域以外の人たちとの交流を通じて多面的な協力関係を構築することも重要となってきました。

人材は希少な資源という視点から、各種講習会、研修等の教育・訓練の場の提供、新規就農者の受け入れ体制等の整備が求められています。

2 個性と競争力ある商品づくり

(1) 活力と個性ある産地

本市農業の基幹である稲作については、全国にも先駆けて基盤整備やカントリーエレベーターなどの設備投資を行い、無人ヘリコプター利用などの新技術にも取り組んできました。この結果、「はえぬき」は12年連続で食味ランキング特A米に選定されています。今後も乾田直播技術やGIS（地理情報システム）を利用した管理など技術革新に取り組み、全国をリードしていく心意気が高まっています。

米の産地間競争に打ち勝つためには、良食味米の生産に努めるとともに、特別栽培米や有機栽培米、「つや姫」への積極的な取り組みを通して、酒田黒びょうせん米などで知名度向上を図り、さらに強い産地づくりを進めていく必要があります。

また、本市には、砂丘畑を利用した砂丘メロン、いちご、あさつき、平坦地での刈屋梨、酒田女鶴、鶺鴒渡川原きゅうり、平田赤ねぎ、エジプト菜、娃娃菜、ずいき芋、中山間地での庄内柿、山菜、畜産では庄内豚等の特徴的な農産物があります。産地形成を図るとともに、加工・販売等の研究を進め、独自ブランドの特産品を開発することが重要です。

(2) 安全・安心・適価

食品の偽装問題等で、消費者の農産物への関心は高まっています。環境にやさしい安全を追求し、農作業体験や交流活動による「顔の見える安心」を築くことが重要です。

また、生産コストの低減を図り、再生産可能な適正価格で安定した提供をめざす必要があります。

(3) 園芸作物取組みへの支援

経営の複合化や冬期間の園芸振興を図るためには、初期投資資金確保や栽培技術の習得等が可能になるような支援体制が必要です。

また、所得向上をめざすため、先進の技術を学べる機会を組織的に確保することが必要です。

3 活力を支える生産基盤づくり

(1) 優良農地確保

土地は祖先だけではなく、子孫からの預かりものでもあるという観点から、我々の世代は将来に向けて良好にかつ永続的に利用していく義務があります。

酒田では、土地改良区による集中管理方式により、公平な水利用秩序を実現し、このことは地域農業の安定化に大いに貢献してきました。しかし、用排水施設の老朽化にともなう更新事業が必要となっています。この対応を円滑に行い、引き続き高機能な生産基盤を維持していく必要があります。

水田では、ほ場整備がほぼ終了したことから、この効果を永続的に維持するために、末端用排水路、農道等の維持管理や草刈り等の労力の確保が重要です。

砂丘畑地域では、ハウス園芸に集約した結果、集落によっては耕作放棄地が目立つようになってきました。また、中山間地区でも耕作放棄地が増加しています。これら耕作放棄地を放置することは、食料自給力のいっそうの低下と隣接農地への悪影響が懸念されるため、多様な主体による計画的な再生利用を図る必要があります。

(2) 効率的な農地利用

農地を効率的に利用することは、コストダウンを図り、維持管理を平易化するために重要です。

本市では、旧村単位に設置された農地銀行制度により、農地の利用調整が行われてきましたが、農協支店の縮小や県外地権者の増加など課題が増加しています。

今後は、地域毎の細かい調整や作業受委託にも対応する必要があるため、予算や人員を確保した新たな利用調整組織を設置し、地区内の認定農業者等または集落営農組織へ農地利用集積を図ることが必要です。

(3) 酒田を守る農地・水・環境

良好な農業環境は、本市の自然環境全体を守っているといえます。農村の景観も、地域では少数派となった農家が毎年数回草刈りをするなどして守っています。

平成19年度から始まった「農地・水・環境保全向上対策」でも、地域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加する活動組織が実施主体となっていますが、さらに活動の定着、拡大を図る必要があります。

Ⅲ 第6次産業の拡充

1 農業から総合産業への意識改革

第1次産業（農業）×第2次産業（農産物加工）×第3次産業（流通、販売、情報、交流、観光）＝第6次産業（総合産業）

(1) 総合産業化

平成12年、わが国1億3千万人の国民が最終消費している飲食料費は80兆円ですが、国内農産物生産額は12兆円で15%に過ぎません。他は、加工流通産業や外食産業、輸入（6兆円）などによる付加価値です。

農業サイドの付加価値を取り戻すため、農産物の生産だけではなく、農産物加工や販売・流通、観光・情報等の分野にも取組み、総合産業化していく必要があります。この取組みを農業の第6次産業化とし推進してきましたが、さらなる拡充が必要です。

(2) 地域に根ざしたフードシステム（農商工連携）

第6次産業としての農業の総合産業化を実現するためには、なによりも生産・加工・販売等の人材が求められています。集落営農組織などでは農業者だけではなく多様な構成員の得意分野を活かした役割分担などを進める必要があります。

また、農協、市場、量販店等との新たな連携のあり方にさらなる工夫を加え、商工関係者との連携強化により、新たなサービスや加工品の開発を検討することも有力な手段です。

これらにより、地域内に所得を確保できるフードシステムを構築していく必要があります。

(3) 3・3・3・1 の経営

第6次産業化の推進には安定的な経営が重要です。

例えば、リスクを最小にするための販売戦略として、3割は直売、3割は契約栽培や加工、3割は市場・系統出荷、そして最後の1割は新規需要の開拓などの試作とすることを、3・3・3・1の経営といいます。

この割合は、それぞれの地域条件や作物により変わることになりますが、戦略を持ち、継続的に取り組む必要があります。

2 安全・安心な本物づくり

(1) トレーサビリティ・GAP

本市の農業生産においては、ポジティブリストへの対応やトレーサビリティの導入に積極的に取り組んできました。しかし、全国的な残留農薬事件や偽装問題などから、市民は、食の安全・安心への関心をこれまで以上に高めています。

これを、国産農産物や地産地消の推進のチャンスととらえ、さらにGAP（ギャップ：農業生産工程管理手法）にも、積極的に取り組む必要があります。

(2) 高付加価値加工品の開発

安全・安心で新鮮な農産物を生産・出荷するだけではなく、付加価値の高いこだわりの加工品開発や販売に取り組む必要があります。

特に米の消費拡大につながる米粉を利用した新食品の開発や、米粉の利用拡大を図るための米粉製品を集め販売し食事もできる、米粉に特化した店の開設が期待されます。

(3) 安全・安心な農産物を支える技術と情報

安全・安心な農産物を作っていくため、土づくり等の基本技術を徹底し、乾燥調整貯蔵施設、倉庫、集出荷施設、流通システムの充実を図ってきました。

今後は、さらに、生産・加工・流通技術の改善・改良のため新技術等を活用し、インターネット等を利用した情報の受発信能力の向上も図っていく必要があります。

3 消費者に愛されるブランドづくり

(1) 「酒田の農産物」ブランド

少量多品目生産である本市農業の特色を活かし、環境と共生する庄内平野で育まれた消費者に信頼されるトータルブランドとして「酒田の農産物」を差別化し販売する体制づくりが必要です。このため、商標「んめちゃ」を活用するこ

とが重要です。

(2)多様な流通チャンネル拡充

「酒田の農産物」の販売拡大のため、現在定着している産直施設の販売をさらに拡充させる必要があります。今日の直売所は、単に農産物を売買する場所に留まらず、各種地域活動の交流拠点としての機能も期待されています。これは農業者による新たな社会的貢献を意味し、地域に不可欠な存在となっています。

新たな流通チャンネルとして、宅配システムの開発、CSA(コミュニティー・サポータード・アグリカルチャー：地域で支える農業)、軽トラック等で公共施設などを定期的に巡回する移動産直、地元のスーパーのインショップ拡充、コンビニでの産直物コーナー設置などを検討する必要があります。

また、首都圏でのアンテナショップの拡充や商店街の青果物商店との連携、デパート地下での即売会など、首都圏での「酒田の農産物」販売拡大に取り組む必要があります。

米や果物、畜産物については、アジアの富裕層向けの輸出も視野に入れることが重要です。

(3)フードマイレージ

フードマイレージとは、食料輸送が環境に与える負荷を考える指標として、輸入相手国の食料輸入量×輸出国から我が国までの輸送距離で計算される数値です。わが国は、約5千億トン・キロメートルにもなり、世界一です。

特に先進国を中心に、なるべく地域内で生産された農産物を消費すること等により環境負荷を低下させていこうという運動が広がっています。

これは、地産地消の推進活動にも通じる運動であり、地場食材を意識したスローフード運動や農家レストランなどへの取組みも推進していく必要があります。

IV 資源・環境を活かした地域空間づくり

1 環境と共生する庄内平野

本市は庄内平野、庄内砂丘、日本海、鳥海山、最上川、日向川、飛島など美しい自然に恵まれています。特に広々とした庄内平野とそこに点在する農村景観は非常に優れた造形美です。市民は、これらの景観を先祖から受け継がれたものであるという観点をもち、子孫へと継承していく義務があると考えます。食料を輸入することはできても、景観は輸入することはできません。

この美しい景観が、酒田農業のトータルイメージとして強く市民と消費者にアピールする象徴になっています。

(1) 鳥海山・最上川・飛島ラインネットワーク構想

それぞれの魅力がある景観資源を活かし、そこに係わる農業者、産直、加工グループ、観光関係者等が結集しネットワーク化した活動が必要です。

鳥海山のイヌワシ、最上川の白鳥、飛島の野鳥で地域統一イメージづくりをし、連携したイベントやPR活動を行いながら全国にアピールしていくことが期待されます。

(2) 地域資源を活かした地域循環型社会づくり

CO₂排出削減の課題、燃料・肥料・資材の高騰によりエネルギーの有効利用の要請はますます増大しています。環境負荷を最小限にし、地域資源での永続的な再生産可能な農業をめざす必要があります。

本市が積極的に取り組んでいる、木質ペレットストーブや、廃食用油回収によるBDF（バイオディーゼル燃料）利用を市民全体で推進することが重要です。

また、有機栽培の推進に必要な堆肥の生産に努めると共に、庄内豚や和牛の一貫飼育などによる畜産振興をすすめながら、WCS（稲発酵粗飼料）等の耕畜連携を強化する必要があります。

さらには、食品廃棄物や生ごみの堆肥化の取組みも重要です。

本市は、もみ殻や稲わらの集積適地であることから、これらをバイオマス技術によりエネルギー利用するなどが期待されています。

(3) グリーン・ツーリズム

本市の豊かな自然に恵まれた農村景観と農業の営みは、それ自体がグリーン・ツーリズムの資源になっています。現在の取組みは、田植えや稲刈り、野菜等の収穫体験が中心ですが、ホテルや旅館等の観光関係者との連携強化が必要です。

農家民宿に取組むには洋式トイレ、簡易なシャワー、洗濯機があれば可能です。気軽に農家民宿に取組み、交流人口の拡大に努める必要があります。交流者は酒田および酒田農産物のサポーターになってくれることが期待されます。

2 農村アメニティと生物の多様性

(1) 農村アメニティ

景観と融合した住宅の整備は、快適な生活環境の創造のために必要です。道路や水路の維持管理や雑排水処理施設の整備などを進めるとともに、「農地・水・環境保全向上対策」等を利用して、里山の管理や、花や木の植栽・整備などを市民とともに協働で行うことが期待されています。

(2) 農村景観

農村景観の造形美を子孫へ継承していくため、住居空間と自然環境ができるだけ調和するよう配置していくことが大切です。カントリーエレベーターや携帯電話電波塔、風力発電風車などでも、景観に配慮した設置が求められます。

(3) 生物の多様性・生きもの調査

農業は自然の循環機能を利用し動植物と共生しながら、必要な食料を生産してきました。農業は生物の多様性を生み出すとともに、生物の多様性にも支えられています。

国は、「生物多様性戦略」を策定し、今日では「生物多様性基本法」が施行されています。農村地帯、里山の保全など生物の多様性を重視した活動に取り組み、身近な生きものや自然環境の保全に農業が貢献していることをアピールし、子どもたちや市民が参加できる生きもの調査などを通しての市民の理解が深まっています。

3 中山間地域の活性化

中山間地域では、傾斜地が多く、まとまった農地が少ないことから、平坦地の農村部とは異なった取り組みが必要とされています。

(1) 地域農地を守る仕組みづくり

中山間の農地については、中山間地域直接支払制度や農地・水環境保全向上対策を利用しつつ、「地域の農地は地域で守る」という意識が不可欠です。農家・非農家が一体となって、伝統行事やむら仕事等への参加を推進し、地域への愛着心を高め、地域を自分たちで守るという意識を醸成する必要があります。

また、農地、地域行事、自然環境などの保全・活用をも含めて地域ごとの話し合いと合意に基づく地域振興の道筋を共有することが望まれています。

(2) 多面的機能の活用と中山間ネットワーク

中山間地は河川の上流域に位置し、国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の公益的な機能を果たしています。同時に、生物の多様性等に基づく中山間ならではの魅力があります。子どもから高齢者まで幅広い世代にとっての新たな魅力を再発見し、自然観察グループ、棚田保全グループなど中山間の豊かさを楽しむ交流の場をつくる必要があります。中山間に対するこのような視点があってはじめて、農地や水の地域資源管理活動につながっていきます。

(3)新たなライフスタイルと世代交代

中山間ならではの輝きある自然空間があるので、それを楽しむライフスタイルを提案することが大切です。食農教育の場、畑仕事のサポーター、週末農業、定年帰農、空き家を活用した定住希望など、今後、人びとの多様なライフスタイルの変化に対応した新しいニーズがますます高まってきます。これらが中山間の世代交代につながるように、魅力と誇りあるコミュニティと山村風景を残していく必要があります。

V 交流する農村づくり

1 だれもが住んでみたい農村づくり

(1) 快適性に富む農村

むらには、民俗・伝統芸能等の文化、人材の育成、環境美化、消防・防犯、地域福祉等様々な活動や行事があります。これらの無理のない分担体制をつくり、快適な農村社会（コミュニティ）をつくるのが、人材を育てる基礎となります。

また、産直に参加し、加工・販売活動を積極的に行う元気なグループが育ってきています。そこに参加する人たちを地域で支え、育て、その元気を還元していくことも農村の活性化につながります。

農業者自身も各自のライフスタイルを楽しみながら生活している例も見受けられますし、農村でのゆとりある生活を希望する人たちも多くなっています。

さらに、グリーン・ツーリズムや都市住民との交流事業も展開してきており、これらの受け入れ体制をさらに充実させるためにも、市民が参画した農村づくりが必要です。

(2) 利便性に富む生活空間

農村で暮らす全ての住民が暮らしやすい生活空間をつくるため、農業集落排水事業や合併処理浄化槽など排水対策を推進するとともに、狭い道路等についても改良していく必要があります。

(3) 安全性に富む農村

災害による被害を最小限にとどめるためには、地域住民の自主的な防災活動、住民自らの出火防止、初期消火、被害者の救出・避難誘導等に力を結集していくことが重要です。

道路標識や防護柵の設置や、集落間道路への防犯灯の設置など交通安全施設の整備拡充により、事故のない安心できる環境づくりが必要です。

2 交流圏・ネットワークの拡大

(1) 交流圏

集落内の農業者や若者の減少、また家族単位での活動の広がりにより、集会や研修、共同作業などを集落単位で対応することが困難な状況になっています。

日常の活動の原点となる交流圏を旧村単位等へ拡大することで補完していく必要があります。

(2) ネットワークづくり

産直施設には、市内の広範囲な農家が集い情報交換するため、今までになかった交流の場となり、情報の集積基地の役割を担っています。地域を越えての作物の作付けが広がったり、技術の授受が行われたりしています。

インターネットや携帯電話が普及した中で、従来にない発想で、ネットワークが広がり、新しい取組みをどんどん増やしていくことが期待されています。

(3) ふるさとの家

市街地にアパートや家があっても、実家のある集落と行き来が頻繁にある場合、これを「ふるさとの家」と呼ぶことにしました。

実家を出た人でも、農業を継続する、伝統行事には参加する、定年を機会に戻ることもあります。新たに、他から空家等へ移ってくる人もいるでしょう。

このような、地域に少しでも縁がある人々との交流を大切にし、連絡を取り合える関係を維持していくことが望まれます。

3 女性の参画推進

本市の農業従事者の約50%を女性が占めており、特に産直、手作りの食品加工、グリーン・ツーリズム、食育活動などに重要な役割を果たしていますが、認定農業者数や農業団体の役員などに占める女性の割合は依然として少なく、男性の意識改革も必要です。

(1) 家族

農業経営と家計を分離し、女性が共に参画できる経営体を育成する必要があります。

また、家族経営協定などにより、農業経営や世帯員のなかでの役割、就労条件等を十分話し合い取り決めし、文章化することで経営的な発展に繋げていくことが必要です。

(2) 農村

集落組織活動では、女性部等の限定された役割だけではなく、組織活動の意思

決定役員等に参画し、女性の意見を反映させることが必要です。この場合、一人では発言が難しいので、少なくとも数名の同時参加が望まれます。

女性農業者は、子育て、介護、家事、地域づくり活動とその負担は過重になっています。地域社会の理解と制度や支援のあり方を見直しながら、より柔軟で効果的なシステムづくりが早急に求められています。

(3) 農業団体役員

女性の積極的な役員登用を行い、女性のかみめ細かで柔軟な感性や発想を組織活動に活かす必要があります。この場合も、複数の登用が望まれます。公選で選ばれることが難しい場合は、推薦枠の設定などの工夫が必要です。

特に農産物、加工品等の販売分野には、消費者の視点を持っている女性の感性が活かされることが期待されています。

VI 農業者・消費者の役割、行政・農業団体の役割、推進主体の設置

1 農業者・消費者の役割

これからの農業を担う人材としては、企画能力や経営感覚に優れた「個」として自立した人材が必要とされています。同時に、地域農業との連携を図り自らの経営を地域との協働の中で確立していく方向も考える必要があります。

消費者は、豊かな地域資源、環境が守られてこそ、安全で安心できる農業生産が可能になっていることを学び、農業者と共に地域資源を守っていく意識を持つことが必要とされています。

2 行政・農業団体の役割

行政は、公的に支援・推進・実施すべき部分を明確にしながら、基本的な農業振興プランの策定、各種の助成措置などの施策を進めていくことが望まれています。これらにより、人材育成を図っていくことが重要です。

同時に、環境としての農村に係る施策を広範に進める必要があります。教育、環境、文化、歴史などに立脚した市民の視点から、農業・農村を位置づけ直し、地域資源を管理調整していく必要があります。

農業委員会には、優良農地の確保、土地の権利調整、耕作放棄地対策などにより、農地の効率的な利用を図ることが求められています。また、今まで以上の農業行政への積極的な建議が期待されています。

農協は、今後も、加工や販売力の強化を図りながら地域営農システムの牽引車としての役割を果たしていく必要があります。これにより、多様な担い手が

共存しうるシステムをつくっていくことが望まれます。同時に、高齢者福祉への対応などにみられるような新たな農村社会のシステムを構築していくことが望まれています。

土地改良区は、用排水施設の更新事業などへの対応が求められており、今後とも集中管理方式による公平な水利用の秩序を維持し地域農業の生産基盤を確保していくことが求められます。

3 ビジョン推進主体設置の検討

市民が共に考え行動する機関として、「酒田の食と農創造支援機構」（仮称）の新設を検討する必要があります。

この機構は、ビジョンを実現するための諸活動体（NPO、LLP、法人、活動グループ等）の情報のプラットフォームとして位置づけ、農産官学消連携に基づく機関とします。そして、ビジョンを実現するための推進主体となり、進捗状況を確認していきます。

用語解説（50音順）

【アメニティ】

都市計画などで求める、建物・場所・景観・気候など生活環境の快適さのこと。

【アンテナショップ】

自治体が設置する場合は、主として東京都内の繁華街におかれ、特産品を紹介することを主たる目的としている。店舗には特産品の直売所やギャラリー、観光情報コーナーなども備えられており、地方出身者の必需品の買出し、首都圏在住者の購買等に利用される。

【イノベーション】

刷新、新機軸。生産技術の革新だけではなく、新商品の導入、新市場・新資源の開拓、新しい経営組織の結成などを含む。

【インショップ】

大型店の中にある独立した小型店のこと。ショップ・イン・ショップの略。デパートやショッピング・センターに導入されるテナント、ディスカウントストアなどの一角にある小型店舗などがこれにあたる。

【NPO】

広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法（1998年3月成立）により法人格を得た団体（NPO法人）のことを指す。

【LLP】

事業を目的とする組合契約を基礎に形成された企業組織体。すべてのパートナーについて、その責任が限定されているのが特徴である。イギリスのLLPに倣って、日本においても2005年に「有限責任事業組合に関する法律」（LLP法）が成立し、有限責任事業組合の設立が可能となった。

【援農】

援農ボランティアとも呼ばれる。農業・農家を援助（手伝う）するボランティアのこと。

このようなボランティアの意義は、労働力不足になった農家に対し、地域の消費者が労働の援助を行うことで、優良農地を活かし、豊かな地域社会を創り出すことにある。

【協働】

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。コラボレーション、パートナーシップともいう。

【乾田直播技術】

乾いた田に種もみをじかにまく方式で、田植えのような代かきや育苗が不要。

作業時間も半分に省力化できる他、育苗資材費やカメムシ防除などの農薬費も減らせるが、1～2割の収量減が課題となっている。

【カントリーエレベーター】

大規模穀類乾燥調整貯蔵施設。米等の籾を共同で乾燥調整し貯蔵する施設。

【グリーン・ツーリズム】

都市住民が農村に長期滞在する休暇のこと。広くは、一般の方が農業体験等を経験することも含めている。

【酒田黒びょうせん米】

酒田市が食味値等の基準を満たす酒田産米を認証し表彰している。農協では認証米のブランド化販売に取り組んでいる。

【CSA（コミュニティー・サポータード・アグリカルチャー：地域で支える農業）】

一般には「地域で支える農業」という意味。最近では広く、消費者や販売者などが、生産者と連携あるいは生産者を支援し、自分たちの食糧生産に自分たちも積極的にかかわる、という形の農業を意味するケースも多い。

具体的には「消費者はおいしくて出所のはっきりした安全な食糧供給を受ける代わりに、その農地・農家をしっかり支援する。農家もそれに応えるべく良い農産物を作ることに専念する。そして天候不順による不作などのリスクも共有する。」というもの。

【GAP（ギャップ：農業生産工程管理手法）】

農業者自らが、農作業の点検項目を決定し、農作業を行い、記録し、点検し、次の作付けに活用するという一連のプロセスチェック手法のこと。環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法であり、消費者・食品事業者等の信頼を確保する上でも有効な手法とされている。

【GIS（地理情報システム）】

コンピュータ上に地図情報やさまざまな付加情報を持たせ、作成・保存・利用・管理し、地理情報を参照できるように表示・検索機能をもったシステム。人工衛星、現地踏査などから得られたデータを、空間、時間の面から分析・編集することができ、科学的調査、土地、施設や道路などの地理情報の管理、都市計画などに利用される。

【スローフード運動】

その土地の伝統的な食文化や食材を見直す運動、または、その食品自体を指すことば。

日本では、伝統的な外国の料理をも指し、日本の伝統的な和食や郷土料理への回帰とは限らない。また、「地産地消」と同義ではない。

【トレーサビリティ】

物品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状態をいう。日本語では追跡可能性（ついせきかのうせい）ともいわれる。農業では、有機農産物の人気の高まり、食品アレルギーやBSE問題、偽装表示、産地偽装問題などの発生にともなって、消費者の選択権に対する関心が高まっている。

【BDF（バイオディーゼル燃料）】

生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称であり、バイオマスイエネギーの一つである。原料となる油脂からグリセリンをエステル交換により取り除き粘度を下げる等の化学処理を施し、ディーゼルエンジンに使用できるようにしている。

【ブランド】

商標、銘柄、特に名の通った銘柄。他の売り手・売り手集団の製品・サービスを識別し、競合他社（他者）のものと差別化することを目的とした、名称、言葉、シンボル、デザイン及びそれらの組み合わせであるとされる。他社（他者）の製品・サービスより優れており、それを顧客に認識させることによって、企業等にとっては顧客の安心感を獲得でき、自有ブランドに「価値」が生まれる。

【WCS（稲発酵粗飼料）】

水稻の出穂期以降、乳熟～糊熟期までの間に、水稻全体（茎葉と籾）を細かく切断して、ロール状に梱包し、それをビニールフィルムでラッピングし、稲に付着している乳酸菌によりサイレージ発酵させた牛の餌のこと。

【ポジティブリスト】

2003年の食品衛生法改正により、現在設定されている農薬等の残留基準を見直し、基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度。従来の規制の考え方は「ネガティブリスト制度」であり、様々な農薬の内、人体や環境等への影響危険度が懸念されるものを禁止もしくは規制するもので、それら以外の農薬は自由使用とされていた。

【木質ペレットストーブ】

おが粉やかんな屑など製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料（木質ペレット）を燃料とするストーブのこと。欧米各国で普及していたが、日本国内でも1990年代後半頃から製造を試みる中小メーカーが現れ普及しつつある。間伐材の利用促進や非化石燃料を用いることで地球温暖化対策に貢献するなどの環境問題や灯油小売価格の高騰から注目されている。

【んめちゃ】

酒田の方言で「おいしい」という意味。酒田市で統一ブランドとして商標登

録しており、審査会の決定を受けた農産物に使用許可している。